

# Q16

決済債務として全額保護される「農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引に関し農水産業協同組合が負担する債務」に係る資金とはどのようなものですか。

## Ans.

農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手を顧客に売却した場合に売却代金として受け入れた当該小切手の提（呈）示に基づく支払に充てるための資金とされています。

（該当する例）

- ・自己宛小切手の提示に基づく支払に充てるための資金
- ・送金小切手の提示に基づく支払に充てるための資金

# Q17

決済債務の対象から除かれる「農水産業協同組合が業として行う取引」とはどのような取引ですか。

## Ans.

農水産業協同組合の業務に伴い派生した取引を除き、反復継続する意思をもって行う取引とされています。

（業として行う取引に該当する例）

- ・農水産業協同組合及び他の金融機関との間で行う資金取引

（業として行う取引に該当しない例）

- ・水道光熱費、事務委託費の支払

# Q18

破綻した農水産業協同組合に管理を委託している国債等は、保険の対象となりますか。

## Ans.

農水産業協同組合が行う国債等の証券に関する振替業務や保護預り業務は貯金保険制度とは関係ありません。農水産業協同組合が管理するこうした証券に関する権利は顧客にありますから、農水産業協同組合が破綻した場合であっても、農水産業協同組合の一般財産と混同することはありません。したがって、農水産業協同組合に管理を委託している国債等に関する顧客の権利は、当該農水産業協同組合が破綻しても毀損することはないと考えられます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のあらまし

III 貯金者データ等の整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及